

経営企画課の対応手順【勤務時間内に発災した場合】

参集済み職員の対応手順		目標の 終了時間
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助等と避難誘導※1		発災 1 時間後
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者を施設外へ避難誘導する	
2 安否確認		発災後 速やかに
安否確認		
役割	ア 経営企画課の未参集職員及び参集済み職員の家族※2 への安否確認 イ 経営企画課職員等の安否情報のとりまとめ及び局次長への報告	
下水道局職員等の安否情報の収集、とりまとめ及び下水道局長への報告		
役割	ア 下水道局の職員等の安否情報の収集、とりまとめ及び下水道局長への報告	
3 連絡調整等の実施		随時
下水道施設の被害情報のとりまとめ		
役割	ア 下水道施設の被害情報、緊急措置内容、復旧方法、復旧費用及び復旧結果（以下、「被害情報等」という。）のとりまとめ	
下水道局長への報告及び承認の取得並びに他局、区役所への要請等を行う		
役割	ア 下水道施設の被害情報の局長への報告 イ 下水道施設の復旧方法、復旧費用及び復旧結果並びに施設被害に応じた他部局、区役所への要請等の内容について局長への報告及び承認の取得 ウ 各部署への局長からの指示の伝達 エ 他部局及び区役所への要請等（内容については、管理課、計画調整課及び管路課から取得する）	
管理部の統括を行っている管理課との連絡		
役割	ア 管理部所管施設の被害情報等の収集 イ 消防及び区役所に対して市民避難措置の協力要請を行う必要性の有無についての情報収集（消化ガス設備の被災等）	
計画調整課との連絡		
役割	ア 施設部所管工事現場の被害情報等の収集 イ 下水道施設被害のとりまとめ（計画調整課と協力） ウ 下水道施設被害の状況に応じた他部局、区役所への要請事項又は情報提供に必要なとなる以下の内容についての情報のとりまとめ (7) 環境局へ情報提供するための公共下水道接続型仮設トイレ受入施設の使用可否情報 (イ) 施設被害及び復旧の状況に応じて、環境局に仮設トイレの設置又はし尿汲み取り等の措置を要請する区域 (ウ) 水道使用制限の必要な区域 (エ) 下水道施設の被災により浸水の可能性が高まる区域 (オ) 上記以外に他部局及び区役所との連携が必要な事項	
管路課との連絡		
役割	ア 管路施設等の被害、復旧方法、復旧費用及び復旧報告に関する情報並びに区役所の職員参集状況の情報収集 イ 区をまたがる幹線管路及び重要な枝線管路に被害がある場合に、下水道局から区役所へ伝達する管路の復旧における優先順位についての情報収集	
市民からの電話の対応		
役割	ア 市民からの下水道施設に関する被害情報や質問等の電話応対	

※1 在庁職員とは職場（本庁舎等）にいる職員を指す。

※2 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が連絡先を指定して作成する。

経営企画課の対応手順【勤務時間外に発災した場合】

参集済み職員の対応手順		目標の 終了時間
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助等と避難誘導※1		随時
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者を施設外へ避難誘導する	
2 安否確認		発災後 速やかに
安否確認		
役割	ア 経営企画課の未参集職員及び参集済み職員の家族※2 への安否確認 イ 経営企画課職員等の安否情報のとりまとめ及び局次長への報告	
下水道局職員等の安否情報の収集、とりまとめ及び下水道局長への報告		
役割	ア 下水道局の職員等の安否情報の収集及びとりまとめ	
3 連絡調整等の実施		随時
下水道施設の被害情報のとりまとめ		
役割	ア 下水道施設の被害情報、緊急措置内容、復旧方法、復旧費用及び復旧結果（以下、「被害情報等」という。）のとりまとめ	
下水道局長への報告及び承認の取得並びに他局、区役所への要請等を行う		
役割	ア 下水道施設の被害情報の局長への報告 イ 下水道施設の復旧方法、復旧費用及び復旧結果並びに施設被害に応じた他部局、区役所への要請等の内容について局長への報告及び承認の取得 ウ 各部署への局長からの指示の伝達 エ 他部局及び区役所への要請等（内容については、管理課、計画調整課及び管路課から取得する）	
管理部の統括を行っている管理課との連絡		
役割	ア 管理部所管施設の被害情報等の収集 イ 消防及び区役所に対して市民避難措置の協力要請を行う必要性の有無についての情報収集（消化ガス設備の被災等）	
計画調整課との連絡		
役割	ア 施設部所管工事現場の被害情報等の収集 イ 下水道施設被害のとりまとめ（計画調整課と協力） ウ 下水道施設被害の状況に応じた他部局、区役所への要請事項又は情報提供に必要なとなる以下の内容についての情報のとりまとめ (7) 環境局へ情報提供するための公共下水道接続型仮設トイレ受入施設の使用可否情報 (イ) 施設被害及び復旧の状況に応じて、環境局に仮設トイレの設置又はし尿汲み取り等の措置を要請する区域 (ウ) 水道使用制限の必要な区域 (エ) 下水道施設の被災により浸水の可能性が高まる区域 (オ) 上記以外に他部局及び区役所との連携が必要な事項	
管路課との連絡		
役割	ア 管路施設等の被害、復旧方法、復旧費用及び復旧報告に関する情報並びに区役所の職員参集状況の情報収集 イ 区をまたがる幹線管路及び重要な枝線管路に被害がある場合に、下水道局から区役所へ伝達する管路の復旧における優先順位についての情報収集	
市民からの電話の対応		
役割	ア 市民からの下水道施設に関する被害情報や質問等の電話応対	

※1 在庁職員とは職場（本庁舎等）にいる職員を指す。

※2 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が連絡先を指定して作成する。

管理課の対応手順【勤務時間内に発災した場合】

参集済み職員の対応手順		目 標 の 終了時間
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助等と避難誘導※1		発災 1 時間後
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者を施設外へ避難誘導する	
(4)	津波発生時には来庁者を 2 階以上へ避難誘導し、職員も同様に避難する	
(5)	参集先施設の安全確認を行う	
2 安否確認		発災後 速やかに
安否確認		
役割	ア 管理課の未参集職員及び参集済み職員の家族※2 への安否確認 イ 管理課職員等の安否情報のとりまとめ	
管理部職員等の安否情報の収集、とりまとめ及び報告		
役割	ア 管理部職員等の安否情報の収集、とりまとめ イ とりまとめた結果の管理部長及び経営企画課への報告	
3 連絡調整等の実施		随時
管理部所管施設の被害情報のとりまとめ		
役割	ア 管理部所管施設の被害情報、緊急措置内容、復旧方法、復旧費用及び復旧結果（以下、「被害情報等」という。）のとりまとめ イ とりまとめた結果の管理部長への報告及び承認の取得	
経営企画課との連絡担当		
役割	ア 管理部所管施設の被害情報等について管理部長に承認を得た情報の報告※3 イ 消防及び区役所に対して市民避難措置の協力要請を行う必要性の有無についての情報収集（消化ガス設備の被災等）	
施設課への連絡		
役割	ア 応援に関する連絡調整	
所属以外へ参集した職員との連絡調整を行う連絡		
役割	ア 各自の所属部署の事務所以外に参集した職員の情報とりまとめ及び所属部署への合流の補助	
維持課、水資源再生センター並びに和田水資源再生センター、農業集落排水処理施設の指定管理者（都市整備公社下水道部）との連絡		
役割	ア 各部署の所管施設の被害、復旧方法及び復旧費用並びに復旧結果等の情報収集 イ 管理部所管施設の復旧方法、復旧費用等についての管理部長及び局長からの指示の伝達	
汚泥、しさ、沈砂処理業者との連絡		
役割	ア 経営企画課、計画調整課経由で環境局業務第二課及び民間事業者などと連携を図り、液状化により路面に溢れた砂、下水管路内に侵入した砂、溢水対策によって汲みあげた汚水等の処理先の確保	
民間協力団体との連絡		
役割	ア 管理部所管施設の応急復旧を完了するまでに必要な作業に関する民間協力団体への協力要請窓口として管理部各課及び民間協力団体との連絡調整	
4 緊急調査班の編成※4		発災 7 日目
(1)	連絡担当者を除く参集済み職員及び応援職員の中から緊急調査を実施する緊急調査班を編成し、担当する施設を割り当てる	
5 緊急調査の実施		
(1)	緊急調査を実施する	
(2)	施設の被害情報をとりまとめ、復旧方法を検討する	
(3)	管理部長及び局長に情報中継部署※5 を経由して施設被害及び緊急の措置について報告し、復旧方法について承認を得る	

6	1 次調査の実施	発災 14 日目
(1)	新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を緊急調査班に加えて 1 次調査班を編成し、1 次調査を実施する	
7	施設の応急復旧	発災 15 日目 以後
(1)	新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を 1 次調査班に加えて応急復旧班を編成し、応急復旧を実施する	

- ※1 在庁職員とは職場（事務室、ポンプ場等）にいる職員を指す。
- ※2 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が連絡先を指定して作成する。
- ※3 とりまとめに時間を要する時は、経営企画課に適宜報告すること。
- ※4 災害時の調査、応急復旧などを円滑に実施するため、必要に応じて、維持課及び（一財）広島市都市整備公社下水道部等へ支援を要請し、連携を諮る。
- ※5 図 3-2 参照

管理課の対応手順【勤務時間内に発災した場合】

参集済み職員の対応手順		目標の 終了時間
1	来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助等と避難誘導※1	随時
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者を施設外へ避難誘導する	
(4)	津波発生時には来庁者を2階以上へ避難誘導し、職員も同様に避難する	
(5)	参集先施設の安全確認を行う	
2	安否確認	発災後 速やかに
安否確認		
役割	ア 管理課の未参集職員及び参集済み職員の家族※2 への安否確認 イ 管理課職員等の安否情報のとりまとめ	
管理部職員等の安否情報の収集、とりまとめ及び報告		
役割	ア 管理部職員等の安否情報の収集、とりまとめ イ とりまとめた結果の管理部長及び経営企画課への報告	
3	連絡調整等の実施	随時
管理部所管施設の被害情報のとりまとめ		
役割	ア 管理部所管施設の被害情報、緊急措置内容、復旧方法、復旧費用及び復旧結果（以下、「被害情報等」という。）のとりまとめ イ とりまとめた結果の管理部長への報告及び承認の取得	
経営企画課との連絡		
役割	ア 管理部所管施設の被害情報等について管理部長に承認を得た情報の報告※3 イ 消防及び区役所に対して市民避難措置の協力要請を行う必要性の有無についての情報収集（消化ガス設備の被災等）	
施設課への連絡		
役割	ア 応援に関する連絡調整	
所属以外へ参集した職員との連絡調整を行う連絡		
役割	ア 各自の所属部署の事務所以外に参集した職員の情報とりまとめ及び所属部署への合流の補助	
維持課、水資源再生センター並びに和田水資源再生センター、農業集落排水処理施設の指定管理者（都市整備公社下水道部）との連絡		
役割	ア 各部署の所管施設の被害、復旧方法及び復旧費用並びに復旧結果等の情報収集 イ 管理部所管施設の復旧方法、復旧費用等についての管理部長及び局長からの指示の伝達	
汚泥、しさ、沈砂処理業者との連絡		
役割	ア 経営企画課、計画調整課経由で環境局業務第二課及び民間事業者などと連携を図り、液状化により路面に溢れた砂、下水管路内に侵入した砂、溢水対策によって汲みあげた汚水等の処理先の確保	
民間協力団体との連絡		
役割	ア 管理部所管施設の応急復旧を完了するまでに必要な作業に関する民間協力団体への協力要請窓口として管理部各課及び民間協力団体との連絡調整	
4	緊急調査班の編成※4	発災 7日目
(1)	連絡担当者を除く参集済み職員及び応援職員の中から緊急調査を実施する緊急調査班を編成し、担当する施設を割り当てる	
5	緊急調査の実施	
(1)	緊急調査を実施する	
(2)	施設の被害情報をとりまとめ、復旧方法を検討する	
(3)	管理部長及び局長に情報中継部署※5 を経由して施設被害及び緊急の措置について報告し、復旧方法について承認を得る	

6	1次調査の実施	発災 14日目
(1)	新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を緊急調査班に加えて1次調査班を編成し、1次調査を実施する	
7	施設の応急復旧	発災 15日目 以後
(1)	新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を1次調査班に加えて応急復旧班を編成し、応急復旧を実施する	

- ※1 在庁職員とは職場（事務室、ポンプ場等）にいる職員を指す。
- ※2 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が連絡先を指定して作成する。
- ※3 とりまとめに時間を要する時は、経営企画課に適宜報告すること。
- ※4 災害時の調査、応急復旧などを円滑に実施するため、必要に応じて、維持課及び（一財）広島市都市整備公社下水道部等へ支援を要請し、連携を諮る。
- ※5 図 3-2 参照

維持課の対応手順【勤務時間内に発災した場合】

参集済み職員の対応手順			目 標 の 終了時間
	維持課(拠点)に参集する職員※1	ポンプ場に参集する職員※1	
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助と避難誘導等※2			発災 3 時間後
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	同左	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	〃	
(3)	必要に応じ、来庁者、在庁職員等を施設外へ避難誘導する	〃	
(4)	津波発生時には来庁者を 2 階以上へ避難誘導し、職員も同様に避難する	〃	
(5)	参集先施設の安全確認を行う	〃	
2 安否確認			発災後 速やかに
(1)	未参集職員、参集済み職員の家族※3 に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	同左	
(2)	未参集職員及び参集済み職員の家族に安否確認の連絡を取り、職員等の安否情報をとりまとめる	〃	
(3)	管理課へ維持課所属職員の安否情報を報告する	維持課（拠点）に職員等の安否情報を報告する	
3 連絡担当者の決定			発災 3 時間後
(1)	拠点ポンプ場及び管理課並びに保守点検業務契約締結先の事業者に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	維持課（拠点）に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	
4 緊急点検班の編成			発災 6 時間後
(1)	連絡担当者を除く職員の中から緊急点検及び緊急措置を実施する緊急点検班を編成し、担当する施設を割り当てる	同左	
5 拠点についての被害状況の整理と報告			発災 12 時間後 ※4
(1)	管理課へ拠点及び参集先施設の被害状況を取りまとめて報告する	維持課（拠点）に参集先施設の被害状況を報告する	
6 緊急点検及び緊急措置の実施			発災 3 日目 ※4
(1)	緊急点検を実施する 必要に応じて速やかに緊急措置を実施する	同左	
(2)	維持課所管施設の緊急点検の結果をとりまとめ、管理課へ報告する	緊急点検の結果を維持課（拠点）へ報告する	必要な 期間
(3)	緊急措置を実施する	同左	
(4)	維持課所管施設の緊急措置の結果をとりまとめ、管理課へ報告する	緊急点検及び緊急措置の結果を維持課（拠点）へ報告する	発災 3 日目
(5)	—	必要に応じて、ポンプ運転、ゲート操作等の緊急措置を継続する	
7 業務契約締結先の事業者との連絡			発災 7 日目
(1)	保守点検業務契約締結先の事業者連絡を取り、業務の継続体制及び支援の可否等について確認する	—	
8 緊急調査班の編成			発災 7 日目
(1)	連絡担当者を除く参集済み職員及び応援職員の中から緊急調査を実施する緊急調査班を編成し、担当する施設を割り当てる	緊急措置継続班、緊急調査班の編成 連絡担当者を除く参集済み職員から、緊急措置を継続して行う職員の緊急措置継続班と、緊急調査を行う緊急調査班を編成する	

9 緊急調査の実施及び報告等		緊急措置、緊急調査の実施と報告	発災 7 日目
(1)	緊急調査を実施する	緊急調査を実施するとともに、継続の必要のある緊急措置を引き続き実施する	
(2)	維持課所管施設の被害情報をとりまとめ、復旧方法を検討する	緊急調査の結果を維持課（拠点）へ報告する	
(3)	管理部長及び局長に情報中継部署※5 を経由して施設被害及び緊急の措置について報告し、復旧方法について承認を得る	—	
10 1 次調査の実施及び報告		—	発災 14 日目
(1)	新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を緊急調査班に加えて 1 次調査班を編成し、1 次調査を実施する	（以後は必要に応じて緊急措置を継続）	
(2)	調査結果をとりまとめて管理課へ報告する		
11 施設の応急復旧及び報告		—	発災 15 日目 以後
(1)	新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を 1 次調査班に加えて応急復旧班を編成し、応急復旧を実施する		
(2)	作業進捗をとりまとめて管理課へ報告する		

- ※1 管理部職員は原則、下水道局管理部災害応急対策マニュアルに記載されている参集先に参集する。
- ※2 在庁職員とは職場（事務室、ポンプ場等）にいる職員を指す。
- ※3 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が家族の連絡先を指定して作成する。
- ※4 継続して行うものを除き、状態安定のための措置の終了目標を意味する。
- ※5 図-3.2 参照

維持課の対応手順【勤務時間外に発災した場合】

参集済み職員の対応手順			目 標 の 終了時間
	維持課(拠点)に参集する職員※1	ポンプ場に参集する職員※1	
1	来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助と避難誘導等※2		随時
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	同左	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	〃	
(3)	必要に応じ、来庁者、在庁職員等を施設外へ避難誘導する	〃	
(4)	津波発生時には来庁者を2階以上へ避難誘導し、職員も同様に避難する	〃	
(5)	参集先施設の安全確認を行う	〃	
2	安否確認		発災後 速やかに
(1)	未参集職員、参集済み職員の家族※3に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	同左	
(2)	未参集職員及び参集済み職員の家族に安否確認の連絡を取り、職員等の安否情報をとりまとめる	〃	
(3)	管理課へ維持課所属職員の安否情報を報告する	維持課（拠点）に職員等の安否情報を報告する	
3	連絡担当者の決定		随時
(1)	拠点ポンプ場及び管理課並びに保守点検業務契約締結先の事業者に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	維持課（拠点）に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	
4	緊急点検班の編成		発災 3時間後
(1)	連絡担当者を除く職員の中から緊急点検及び緊急措置を実施する緊急点検班を編成し、担当する施設を割り当てる	同左	
5	拠点についての被害状況の整理と報告		発災 6時間後
(1)	管理課へ拠点及び参集先施設の被害状況をとりにまとめて報告する	維持課（拠点）に参集先施設の被害状況を報告する	
6	緊急点検及び緊急措置の実施		発災 12時間後 ※4
(1)	緊急点検を実施する 必要に応じて速やかに緊急措置を実施する	同左	
(2)	維持課所管施設の緊急点検の結果をとりにまとめ、管理課へ報告する	緊急点検の結果を維持課（拠点）へ報告する	発災 3日目 ※4
(3)	緊急措置を実施する	同左	
(4)	維持課所管施設の緊急措置の結果をとりにまとめ、管理課へ報告する	緊急点検及び緊急措置の結果を維持課（拠点）へ報告する	必要な 期間
(5)	—	必要に応じて、ポンプ運転、ゲート操作等の緊急措置を継続する	
7	業務契約締結先の事業者との連絡		発災 3日目
(1)	保守点検業務契約締結先の事業者と連絡を取り、業務の継続体制及び支援の可否等について確認する		
8	緊急調査班の編成		発災 7日目
(1)	連絡担当者を除く参集済み職員及び応援職員の中から緊急調査を実施する緊急調査班を編成し、担当する施設を割り当てる	連絡担当者を除く参集済み職員から、緊急措置を継続して行う職員の緊急措置継続班と、緊急調査を行う緊急調査班を編成する	

9	緊急調査の実施及び報告等	緊急措置、緊急調査の実施と報告	発災 7日目
(1)	緊急調査を実施する	緊急調査を実施するとともに、継続の必要のある緊急措置を引き続き実施する	
(2)	維持課所管施設の被害情報をとりまとめ、復旧方法を検討する	緊急調査の結果を維持課（拠点）へ報告する	
(3)	管理部長及び局長に情報中継部署※5を経由して施設被害及び緊急の措置について報告し、復旧方法について承認を得る	—	
10	1次調査の実施及び報告	—	発災 14日目
(1)	新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を緊急調査班に加えて1次調査班を編成し、1次調査を実施する	（以後は必要に応じて緊急措置を継続）	
(2)	調査結果をとりにまとめて管理課へ報告する		
11	施設の応急復旧及び報告	—	発災 15日目 以後
(1)	新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を1次調査班に加えて応急復旧班を編成し、応急復旧を実施する		
(2)	作業進捗をとりにまとめて管理課へ報告する		

- ※1 管理部職員は原則、下水道局管理部災害応急対策マニュアルに記載されている参集先に参集する。
- ※2 在庁職員とは職場（事務室、ポンプ場等）にいる職員を指す。
- ※3 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が家族の連絡先を指定して作成する。
- ※4 継続して行うものを除き、状態安定のための措置の終了目標を意味する。
- ※5 図-3.2 参照

雨水ポンプ場での施設被害対応

緊急対応段階	緊急点検		ポンプ設備、受変電設備、自家発電設備の目視点検			
	状態		CASE 1	CASE 2	CASE 3	CASE 4
			ポンプを運転できない 重大な被害を目視で確認	ポンプを運転できない 軽微な被害を目視で確認	ポンプを運転できない 燃料切れにより、運転不可能	ポンプを運転できる 目視で確認できる被害なし
	緊急措置	1	ディーゼルエンジン駆動ポンプ、電動ポンプどちらも運転できないときは、バイパス放流ゲートと流入ゲートを操作して、場内の浸水の程度を調整して設備被害の拡大を防止する			ポンプ設備、自家発電設備については、情報伝送に異常が出ていなければ、非常時対応完了後に試運転を検討する
2		仮設ポンプの手配等の代替手段を検討する	補修に必要な業者の手配	CASE 1 又は CASE 2 へ		
暫定機能確保段階	緊急調査		ポンプの停止の原因となっているポンプ本体、補機、受電設備、自家発電設備、圧送管、配線等の被害程度について調査し、ポンプの運転再開に必要な工事の規模を判断する			想定、前提条件等 1 ポンプは運転を継続することにより、動かせなくなる見込みがあるものでも動く限りは動かすものとする。 2 バイパス放流ゲートから放流する際の事前協議の必要性の有無については、別途検討が行われる前提となっている。
	状態		CASE 1-1	CASE 2-1		
			ポンプ設備、受変電設備、自家発電設備の改築、更新が必要で長期に渡る対策が必要	簡単な部品交換や配管、配線の盛り替えによってポンプでの送水再開が可能		
	1次調査		ポンプ設備、受変電設備、自家発電設備の応急復旧までに必要な下記内容の実施設計相当の検討を行う (1) 仮設の設置に必要な施工 (2) 機能復旧に必要な施工			
	応急復旧		ポンプ設備、受変電設備、自家発電設備の応急復旧までに必要な下記内容の施工を行う（工事の委託と監理） (1) 仮設の設置に必要な施工 (2) 機能復旧に必要な施工			

水資源再生センターの対応手順【勤務時間内に発災した場合】

参集済み職員の対応手順			目 標 の 終了時間
	水資源再生センター（拠点）に参集する職員※ 1	ポンプ場に参集する職員※1	
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助と避難誘導等 ※2			発災 3 時間後
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	同左	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	〃	
(3)	必要に応じ、来庁者、在庁職員等を施設外へ避難誘導する	〃	
(4)	津波発生時には来庁者を 2 階以上へ避難誘導し、職員も同様に避難する	〃	
(5)	参集先施設建屋の安全点検を行う	〃	
2 安否確認			発災後 速やかに
(1)	未参集職員、参集済み職員の家族※3 に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	同左	
(2)	未参集職員及び参集済み職員の家族に安否確認の連絡を取り、職員等の安否情報をとりまとめる	〃	
(3)	管理課へ水資源再生センター所属職員の安否情報をとりまとめた結果を報告する	水資源再生センター（拠点）に職員等の安否情報を報告する	
3 連絡担当者の決定			発災 3 時間後
(1)	管理課及び常駐ポンプ場並びに保守点検業務契約締結先の事業者に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決定する	水資源再生センター（拠点）に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決定する	
4 緊急点検班の編成			
(1)	連絡担当者を除く職員の中から緊急点検及び緊急措置を実施する緊急点検班を編成し、担当する施設を割り当てる	同左	発災 6 時間後
5 拠点についての被害状況の整理と報告			
	管理課へ拠点及び参集先施設の被害状況をと りまとめて報告する	水資源再生センター（拠点）へ参集先施設の被害状況を報告する	発災 12 時間後 ※4
6 緊急点検及び緊急措置の実施			
(1)	緊急点検を実施する 必要に応じて速やかに緊急措置を実施する	同左	
(2)	所管施設の緊急点検の結果を管理課へ報告する	緊急点検の結果を水資源再生センター（拠点）へ報告する	
(3)	緊急措置を実施する	同左	
(4)	所管施設の緊急措置の結果を管理課へ報告する	緊急点検及び緊急措置の結果を水資源再生センター（拠点）へ報告する	
(5)	—	必要に応じてポンプ運転、ゲート操作等の緊急措置を継続する	必要な 期間
7 保守点検業務契約締結先の事業者との連絡			
(1)	保守点検業務契約締結先の事業者 に連絡を取り、業務の継続体制及び支援の可否等について確認する	—	発災 3 日目

8	緊急調査班の編成		緊急措置継続班、緊急調査班の編成	発災 7 日目
(1)	連絡担当者を除く参集済み職員及び応援職員の中から緊急調査を実施する緊急調査班を編成し、担当する施設を割り当てる		連絡担当者を除く参集済み職員の中から、緊急措置を継続して行う職員の緊急措置継続班と、緊急調査を行う緊急調査班を編成する	
9	緊急調査の実施及び報告等		緊急措置、緊急調査の実施と報告	
(1)	緊急調査を実施する		緊急調査を実施するとともに、必要に応じて緊急措置を引き続き実施する	
(2)	各水資源再生センター所管施設の被害情報をとりまとめ、復旧方法を検討する		緊急調査の結果を水資源再生センター（拠点）へ報告する	発災 14 日目
(3)	管理部長及び局長に情報中継部署※5 を経由して施設被害及び緊急の措置について報告し、復旧方法について承認を得る		—	
10	1 次調査の実施及び報告		—	
(1)	緊急調査班を 1 次調査班とし、新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を 1 次調査班に加えて再編成する		（以後は必要に応じて緊急措置を継続）	発災 15 日目 以後
(2)	管理課に調査結果を報告する			
11	施設の応急復旧及び報告		—	
(1)	新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を 1 次調査班に加えて応急復旧班を編成し、応急復旧を実施する			発災 15 日目 以後
(2)	作業進捗をと	りまとめて管理課へ報告する		

※1 管理部職員は原則、下水道局管理部災害応急対策マニュアルに記載されている参集場所に参集する。

※2 在庁職員とは職場（事務室、ポンプ場等）にいる職員を指す。

※3 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が連絡先を指定して作成する。

※4 継続して行うものを除き、状態を安定させるための措置の終了目標を意味する。

※5 図-3.2 参照

水資源再生センターの対応手順【勤務時間外に発災した場合】

参集済み職員の対応手順			目 標 の 終了時間
	水資源再生センター（拠点）に参集する職員※ 1	ポンプ場に参集する職員※1	
1	来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助と避難誘導等 ※2		発災 3 時間後
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	同左	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	〃	
(3)	必要に応じ、来庁者、在庁職員等を施設外へ避難誘導する	〃	
(4)	津波発生時には来庁者を 2 階以上へ避難誘導し、職員も同様に避難する	〃	
(5)	参集先施設建屋の安全点検を行う	〃	
2	安否確認		発災後 速やかに
(1)	未参集職員、参集済み職員の家族※3 に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	同左	
(2)	未参集職員及び参集済み職員の家族に安否確認の連絡を取り、職員等の安否情報をとりまとめる	〃	
(3)	管理課へ水資源再生センター所属職員の安否情報をとりまとめた結果を報告する	水資源再生センター（拠点）に職員等の安否情報を報告する	
3	連絡担当者の決定		発災 3 時間後
(1)	管理課及び常駐ポンプ場並びに保守点検業務契約締結先の事業者に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決定する	水資源再生センター（拠点）に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決 定する	
4	緊急点検班の編成		発災 3 時間後
(1)	連絡担当者を除く職員の中から緊急点検及び緊急措置を実施する緊急点検班を編成し、担当する施設を割り当てる	同左	
5	拠点についての被害状況の整理と報告		発災 6 時間後
	管理課へ拠点及び参集先施設の管理室の被害状況を取りまとめて報告する	水資源再生センター（拠点）へ参集先施設の管理室の被害状況を報告する	
6	緊急点検及び緊急措置の実施		発災 12 時間後 ※4
(1)	緊急点検を実施する 必要に応じて速やかに緊急措置を実施する	同左	
(2)	所管施設の緊急点検の結果を管理課へ報告する	緊急点検の結果を水資源再生センター（拠点）へ報告する	発災 3 日目 ※4
(3)	緊急措置を実施する	同左	
(4)	所管施設の緊急措置の結果を管理課へ報告する	緊急点検及び緊急措置の結果を水資源再生センター（拠点）へ報告する	必要な 期間
(5)	—	必要に応じてポンプ運転、ゲート操作等の緊急措置を継続する	
7	保守点検業務契約締結先の事業者との連絡		発災 3 日目
(1)	保守点検業務契約締結先の事業者 に連絡を取り、業務の継続体制及び支援の可否等について確認する		

8	緊急調査班の編成		緊急措置継続班、緊急調査班の編成	発災 7 日目
(1)	連絡担当者を除く参集済み職員及び応援職員の中から緊急調査を実施する緊急調査班を編成し、担当する施設を割り当てる		連絡担当者を除く参集済み職員の中から、緊急措置を継続して行う職員の緊急措置継続班と、緊急調査を行う緊急調査班を編成する	
9	緊急調査の実施及び報告等		緊急措置、緊急調査の実施と報告	
(1)	緊急調査を実施する		緊急調査を実施するとともに、必要に応じて緊急措置を引き続き実施する	
(2)	各水資源再生センター所管施設の被害情報をとりまとめ、復旧方法を検討する		緊急調査の結果を水資源再生センター（拠点）へ報告する	発災 14 日目
(3)	管理部長及び局長に情報中継部署※5を経由して施設被害及び緊急の措置について報告し、復旧方法について承認を得る		—	
10	1 次調査の実施及び報告		— （以後は必要に応じて緊急措置を継続）	
(1)	緊急調査班を 1 次調査班とし、新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を 1 次調査班に加えて再編成する			
(2)	管理課に調査結果を報告する			発災 15 日目 以後
11	施設の応急復旧及び報告		—	
(1)	新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を 1 次調査班に加えて応急復旧班を編成し、応急復旧を実施する			
(2)	作業進捗を取りまとめて管理課へ報告する			

※1 管理部職員は原則、下水道局管理部災害応急対策マニュアルに記載されている参集場所に参集する。

※2 在庁職員とは職場（事務室、ポンプ場等）にいる職員を指す。

※3 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が連絡先を指定して作成する。

※4 継続して行うものを除き、状態を安定させるための措置の終了目標を意味する。

※5 図-3.2 参照

千田水資源再生センターでの施設被害対応（注）表中では固有名詞の水資源再生センターを“T”、ポンプ場を“P”と記載

緊急対応段階	緊急点検		水処理槽から管廊又は機械室など、施設内への漏水の有無についての調査 (管廊に水が溜まっているか否かで判断、漏水の程度により管廊内への立ち入り禁止)					
	状態		CASE 1 水処理槽からの漏水により、管廊に大量の水が溜まり、千田 T 内の設備の多くが改築を要する程度の被害を受けている				CASE 2 管廊への漏水が軽微であり、水処理できる	
	緊急措置		千田 T への送水を停止し、下水を次亜塩素酸ナトリウムまたは固形塩素を添加して新千田 P から消毒放流する				被害のある系列の槽内を閉鎖し、被害が軽微な槽内に固形塩素を固定したネットに入れて投入し、簡易処理の沈殿槽として利用する。 また、漏洩箇所への止水剤の注入又は樹脂製止水板をあて、支保工材にて固定する等により、管廊への漏水量を床排水ポンプで排水可能な流出量に調整する	
暫定機能確保段階	緊急調査		構造物、水処理設備の被害程度の調査を行い、簡易処理の施設整備方法を検討する(以下、3 案) (1) 槽のみを補修して利用(管廊内の水が引いている場合のみ検討する) (2) 雨水滞水池への仮設の導水路と返送水用の圧送管から仮設配管で千田 1 号幹線へのバイパス管に接続する等により、雨水滞水池を簡易処理の沈殿槽として利用 (3) 新千田 P 周辺に仮設の沈殿池を築造し、新千田 P の雨水放流渠の途中から導水して簡易処理する				構造物、水処理設備の被害程度の調査を行い、槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することの可否を判断する	
	状態	1	CASE 1-1	CASE 1-2		CASE 1-3	CASE 2-1	CASE 2-2
			槽の全部が簡易には修復不可能	槽の補修が不可能 雨水滞水池を簡易処理に利用する		槽の一部又は全部を簡易に修復可能	槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することが不可能	槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することが可能
		2	CASE 1-2-1	CASE 1-2-2				
	1 次調査		仮設沈殿池を築造して簡易処理するため、築造位置、送水方法、放流ルート、汚泥引抜方法等について、調査及び検討を行う	雨水滞水池からの返送ポンプの圧送管を千田 1 号幹線への落とし込み管に仮設配管で接続するための調査	新千田 P 汚水ポンプの圧送管と雨水滞水池への流入管を仮設配管で接続し、雨水滞水池の返送ポンプからの圧送管を東系ポンプ場跡地にできる千田 1 号幹線への落とし込み管に仮設配管で接続するための調査	槽のみを修復して簡易処理槽に利用するため、修復方法、送水方法、放流ルート、汚泥引抜方法について、調査及び検討を行う	CASE 1-1 または 1-2 へ	水処理施設の被害程度について調査する また、槽を簡易処理に使用しながら槽及び設備の修復する順序について検討を行う
	応急復旧		仮設沈殿池を築造し簡易処理放流を行うための応急工事 (1) 仮設沈殿池築造箇所の舗装剥ぎ取り、掘削、敷均し、防水シートの敷設 (2) 仮設沈殿池への送水用の導水路の築造または仮配管施工 (3) 仮設沈殿池から放流渠への導水路の築造または仮配管施工 (4) 仮設沈殿池から汚泥を引き抜くポンプ、配管等の設置、電源供給	雨水滞水池を簡易処理の沈殿槽として利用するため、雨水滞水池からの返送ポンプの圧送管を千田 1 号幹線への落とし込み管に仮設配管で接続する	雨水滞水池を簡易処理の沈殿槽として利用するため、新千田 P 汚水ポンプの圧送管と雨水滞水池への流入管を仮設配管で接続し、雨水滞水池の返送ポンプ圧送管を既存千田合流幹線から千田 1 号幹線への越流落とし込み管に仮設配管で接続する	槽を修復して簡易処理を行う (1) 槽の修復 (2) 槽への送水設備の設置、または導水路の築造 (3) 槽から放流渠への送水設備の設置、または導水路の築造 (4) 修復した槽から汚泥を引き抜くポンプ、配管等の設置、電源供給		槽を簡易処理に使用しながら水処理施設を修復する (1) 槽の修復 (2) 水処理設備の修復

〔備考〕 雨天時対応について：雨天時には、新千田Pの雨水ポンプにより排水する。

千田ポンプ場での施設被害対応

(注) 表中では固有名詞の水資源再生センターを“T”、ポンプ場を“P”と記載

緊急対応段階	緊急点検	送水が可能か否かの調査	
	状態	CASE 3	CASE 4
		ポンプでの送水が可能 (ポンプ運転が可能でかつ、送水先が汚水を受け入れ可能)	ポンプでの送水が不可能 (ポンプ運転が不可能又は、送水先が汚水を受け入れ不可能)
	緊急措置	CASE 1 又は CASE 2 へ	次亜塩素酸ナトリウムまたは固形塩素を添加して新千田 P から消毒放流する
暫定機能確保段階	緊急調査		ポンプの停止の原因となっているポンプ本体、補機、受電設備、自家発電設備、圧送管、配線等の被害程度について調査し、ポンプの運転再開に必要な工事の規模を判断する
	状態		CASE 4-1
			CASE 4-2
	1 次調査		部品交換や配線及び配管の補修等により、ポンプでの送水を再開できるようにするため、ポンプ設備、電源、制御系の電気設備及び配管、配線の被害を調査し、施工方法を検討する
	応急復旧		簡単な部品交換や配管、配線の盛り替えを行い、ポンプによる送水を再開する

江波水資源再生センターでの施設被害対応（注）表中では固有名詞の水資源再生センターを“T”、ポンプ場を“P”と記載

緊急対応段階	緊急点検	水処理槽から管廊又は機械室など、施設内への漏水の有無についての調査 (管廊に水が溜まっているか否かで判断、漏水の程度により管廊内への立ち入り禁止)			
	状態	CASE 1		CASE 2	
		水処理槽からの漏水により、管廊に大量の水が溜まり、江波T内の設備の多くが改築を要する程度の被害を受けている		管廊への漏水が軽微であり、水処理できる	
暫定機能確保段階	緊急措置	江波Tへの送水を江波雨水滞水池への送水に切り替え、雨水滞水池内の越流水路にて固形塩素を添加し、越流水を江波西一丁目排水ポンプ所から放流することで、江波雨水滞水池簡易処理の沈殿槽として利用する		被害のある系列の槽内を閉鎖し、被害が軽微な槽内に固形塩素を固定したネットに入れて投入し、簡易処理の沈殿槽として利用する。 また、漏洩箇所への止水剤の注入又は樹脂製止水板をあて、支保工材にて固定する等により、管廊への漏水量を床排水ポンプで排水可能な流出量に調整する	
	緊急調査	構造物、水処理設備の被害程度の調査を行い、簡易処理の施設整備方法を検討する(以下、2案) (1) 槽のみを補修して利用(管廊内の水が引いている場合のみ検討する) (2) 江波雨水滞水池の返送ポンプの吐出口付近配管から仮配管し、放流渠または付近に放流ゲート(フラップ)を仮設し、雨水滞水池への送水と排水を調整しながら簡易処理を行う		構造物、水処理設備の被害程度の調査を行い、槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することの可否を判断する	
	状態	CASE 1-1	CASE 1-2	CASE 2-1	CASE 2-2
		槽の補修が不可能 雨水滞水池を簡易処理に利用する	槽の一部又は全部を簡易に修復可能	槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することが不可能	槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することが可能
	1次調査	江波雨水滞水池にて簡易処理を行うため、返送ポンプからの送水の放流先について、調査及び検討を行う	槽のみを修復して簡易処理槽に利用するため、修復方法、送水方法、放流ルート、汚泥引抜方法について、調査及び検討を行う	CASE 1-1へ	
	応急復旧	江波雨水滞水池にて滞留時間を確保し、簡易処理を行うための仮設工事 (1) 江波雨水滞水池の施設内にて返送ポンプの圧送管の管端のフランジからの仮設配管 (2) 返送ポンプからの送水を放流する箇所までの仮設配管の延長 (3) 必要に応じて仮設放流ゲートの設置	槽を修復して簡易処理を行う (1) 槽の修復 (2) 槽への送水設備の設置、または導水路の築造 (3) 槽から放流渠への送水設備の設置、または導水路の築造 (4) 修復した槽から汚泥を引き抜くポンプ、配管等の設置、電源供給	槽を簡易処理に使用しながら水処理施設を修復する (1) 槽の修復 (2) 水処理設備の修復	

[備考]

雨天時対応について：

雨天時には、動かせるポンプの能力または水資源再生センター等での水処理能力を超える量の汚水の流入がある際にはバイパス放流渠からの直接放流を行う。

雨量がポンプ能力及び処理能力範囲内であるときは、晴天時の対応手順と同様とする。

江波処理区のポンプ場での施設被害対応

(注) 表中では固有名詞の水資源再生センターを“T”、ポンプ場を“P”と記載

緊急対応段階	緊急点検	送水が可能か否かの調査	
	状態	CASE 3	CASE 4
		ポンプでの送水が可能 (ポンプ運転が可能でかつ、送水先が汚水を受け入れ可能)	ポンプでの送水が不可能 (ポンプ運転が不可能又は、送水先が汚水を受け入れ不可 能)
	緊急措置	CASE 1 又は CASE 2 へ	汚水をバイパス放流渠から放流する 放流ゲートにはオイルフェンスを張り、放流前に次亜塩素酸ナトリウムまたは固形塩素を添加して消毒放流する
暫定機能確保段階	緊急調査		ポンプの停止の原因となっているポンプ本体、補機、受電設備、自家発電設備、圧送管、配線等の被害程度について調査し、ポンプの運転再開に必要な工事の規模を判断する
	状態		CASE 4-1
			CASE 4-2
	1次調査		簡単な部品交換や配管、配線の盛り替えによってポンプでの送水を再開できる
			ポンプの運転を再開するためには、ポンプ設備または電源等の電気設備の更新が必要 以降については、水資源再生センターの被害対応（CASE 1 又は CASE 2）を同時に進める
	応急復旧		部品交換や配線及び配管の補修等により、ポンプでの送水を再開できるようにするため、ポンプ設備、電源、制御系の電気設備及び配管、配線の被害を調査し、施工方法を検討する
			仮設ポンプの設置などにより応急対応を行い、ポンプ設備や受電、自家発電等の電気設備は平常時の事務処理手順に従って本復旧を行う
			簡単な部品交換や配管、配線の盛り替えを行い、ポンプによる送水を再開する
			CASE 1 又は CASE 2 へ

旭町水資源再生センターでの施設被害対応（注）表中では固有名詞の水資源再生センターを“T”、ポンプ場を“P”と記載

緊急対応段階	緊急点検	水処理槽から管廊又は機械室など、施設内への漏水の有無についての調査 (管廊に水が溜まっているか否かで判断、漏水の程度により管廊内への立ち入り禁止)			
	状態	CASE 1		CASE 2	
		水処理槽からの漏水により、管廊に大量の水が溜まり、旭町T内の設備の多くが改築を要する程度の被害を受けている		管廊への漏水が軽微であり、水処理できる	
暫定機能確保段階	緊急措置	旭町処理区の全てのポンプ場からの送水を停止し、旭町T内の設備の保全を図る		被害のある系列の槽内を閉鎖し、被害が軽微な槽内に固形塩素を固定したネットに入れて投入し、簡易処理の沈殿槽として利用する。 また、漏洩箇所への止水剤の注入又は樹脂製止水板をあて、支保工材にて固定する等により、管廊への漏水量を床排水ポンプで排水可能な流出量に調整する	
	緊急調査	構造物、水処理設備の被害程度の調査を行い、簡易処理の施設整備方法を検討する(以下、2案) (1)槽のみを補修して利用（管廊内の水が引いている場合のみ検討する） (2)旭町T場内又は付近で仮設沈殿池を築造し、仮設ポンプで揚水しながら可能な限り簡易処理にて放流する		構造物、水処理設備の被害程度の調査を行い、槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することの可否を判断する	
	状態	CASE 1-1	CASE 1-2	CASE 2-1	CASE 2-2
		槽の一部又は全部を簡易に修復可能	槽の全部が簡易には修復不可能	槽を使用しながら、水処理施設を修復することが不可能	槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することが可能
	1次調査	槽のみを修復して簡易処理槽に利用するため、修復方法、送水方法、放流ルート、汚泥引抜方法について、調査及び検討を行う	仮設沈殿池を築造して簡易処理するため、築造位置、送水方法、放流ルート、汚泥引抜方法等について、調査及び検討を行う	CASE 1-2 へ	水処理施設の被害程度について調査する また、槽を簡易処理に使用しながら槽及び設備の修復する順序について検討を行う
	応急復旧	槽を修復して簡易処理を行う (1) 槽の修復 (2) 槽への送水設備の設置、または導水路の築造 (3) 槽から放流渠への送水設備の設置、または導水路の築造 (4) 修復した槽から汚泥を引き抜くポンプ、配管等の設置、電源供給	仮設沈殿池を築造し簡易処理放流を行うための応急工事 (1) 仮設沈殿池築造箇所の舗装剥ぎ取り、掘削、敷均し、防水シートの敷設 (2) 仮設沈殿池への送水用の導水路の築造または仮配管施工 (3) 仮設沈殿池から放流渠への導水路の築造または仮配管施工 (4) 仮設沈殿池から汚泥を引き抜くポンプ、配管等の設置、電源供給		槽を簡易処理に使用しながら水処理施設を修復する (1) 槽の修復 (2) 水処理設備の修復

旭町処理区のポンプ場での施設被害対応（注）表中では固有名詞の水資源再生センターを“T”、ポンプ場を“P”と記載

緊急対応段階	緊急点検	送水が可能か否かの調査 送水機能について及び旭町Tが受け入れ可能かについて	
	状態	CASE 1	CASE 2
		旭町Tで汚水処理ができない	旭町Tで汚水処理ができる
緊急措置	雨水ポンプ運転による消毒放流又はポンプ場内の設備の保全措置を以下のとおりに行う [旭町P、宇品P] (1) 雨水ポンプ運転による消毒放流を行う (2) 雨水ポンプ運転による消毒放流が不可能な場合は流入ゲートを閉じてポンプ場内の設備の保全を図る [大正橋P] (段原ポンプ場でのポンプ運転が可能な場合)→放流ゲートは触らない (段原ポンプ場でのポンプ運転が不可能な場合) (1) バイパス放流ゲートを開放して消毒放流を行う [元宇品P、出島P、新出島P] (1) 宇品P又は旭町Pへ送水する (2) 送水できない場合は流入ゲートを閉じてポンプ場内の設備の保全を図る [丹那P] (1) 流入ゲートを閉じてポンプ場内の設備の保全を図る		汚水送水 possible のポンプ場は汚水を送水する 汚水送水が不可能な場合については以下のとおりとする [旭町P、宇品P] (1) 雨水ポンプ運転による消毒放流を行う (2) 雨水ポンプ運転による消毒放流が不可能な場合は流入ゲートを閉じてポンプ場内の設備の保全を図る [大正橋P] (段原ポンプ場でのポンプ運転が可能な場合)→放流ゲートは触らない (段原ポンプ場でのポンプ運転が不可能な場合) (1) バイパス放流ゲートを開放して消毒放流を行う [元宇品P、出島P、新出島P、丹那P] (1) 流入ゲートを閉じてポンプ場内の設備の保全を図る

以下は被害を受けたポンプ場の緊急調査以降の復旧へのプロセス			注) 消毒放流を行う場合は、放流ゲート外にオイルフェンスを設置した後に放流を行うものとする。 また、流入ゲートを閉じる場合は、消防を通じて市民及び水道局へ水道の使用制限をかける必要があるため、管理課経由で経営企画課または計画調整課へ連絡をする。 降雨等により、汚水ポンプの能力を超えて流入する場合は、バイパス放流ゲートからの消毒放流または、流入ゲートでの調整を行うものとする。	
暫定機能確保段階	緊急調査	ポンプの停止の原因となっているポンプ本体、補機、受電設備、自家発電設備、圧送管、配線等の被害程度について調査し、ポンプの運転再開に必要な工事の規模を判断する		
	状態	CASE 3		CASE 4
		ポンプの運転を再開するためには、ポンプ設備または電源等の電気設備の更新が必要		簡単な部品交換や配管、配線の盛り替えによってポンプでの送水を再開できる
	1次調査	ポンプ設備、受変電設備、自家発電設備の応急復旧までに必要な下記内容の実施設計相当の検討を行う (1) 仮設の設置に必要な施工 (2) 機能復旧に必要な施工		部品交換や配線及び配管の補修等により、ポンプでの送水を再開できるようにするため、ポンプ設備、電源、制御系の電気設備及び配管、配線の被害を調査し、施工方法を検討する
応急復旧	ポンプ設備、受変電設備、自家発電設備の応急復旧までに必要な下記内容の施工を行う（工事の委託と監理） (1) 仮設の設置に必要な施工 (2) 機能復旧に必要な施工	簡単な部品交換や配管、配線の盛り替えを行い、ポンプによる送水を再開する		

西部水資源再生センターでの施設被害対応 1 （注）表中では固有名詞の水資源再生センターを“T”、ポンプ場を“P”と記載

緊急対応段階	緊急点検	消化ガスの漏洩の有無についての調査 消化ガスホルダー及び付属する配管弁類の確認		水処理槽から管廊又は機械室など、施設内への漏水の有無についての調査 （管廊に水が溜まっているか否かで判断、漏水の程度により管廊内への立ち入り禁止）	
	状態	CASE 1	CASE 2	CASE 3	
		消化ガスの大量の漏洩があることが明らか （消化ガスホルダーに大きな亀裂を生じる等の破損）	消化ガスホルダーや配管に軽微な破損を確認	西系、東系ともに水処理槽からの漏水により、管廊に大量の水が溜まり、西部T内の設備の多くが改築を要する程度の被害を受けている	
	緊急措置	二次被害の防止措置のため、一時退避、西部Tの南側道路を封鎖し、消防署に爆発の危険があることを連絡する 安全確認が済み次第、消化ガス配管の弁を閉栓する 消化汚泥移送ポンプにて消化汚泥を貯留槽へ送り、加温を中断する等により、汚泥の消化を停止する	消化ガス配管の弁の閉栓または緊急遮断弁の作動を確認する 消化汚泥移送ポンプにて消化汚泥を貯留槽へ送り、汚泥燃料化施設を停止し、スチーム圧送を停止する	流入ゲートを閉じ、西部T内の設備の保全を図る	
	緊急調査	CASE 7 又は CASE 8 へ		構造物、水処理設備の被害程度の調査を行い、簡易処理の施設整備方法を検討する（以下、2案） （1） 槽を修復して利用（管廊内の水が引いている場合のみ検討する） （2） 西部T場内又は付近で仮設沈殿池を築造し、仮設ポンプで揚水しながら可能な限り簡易処理にて放流する	
	状態			CASE 3-1	CASE 3-2
				槽の一部又は全部を簡易に修復可能かつ、槽内への導水が可能	槽の全部が簡易には修復不可能又は槽内への導水が不可能
	1次調査			槽のみを修復して簡易処理槽に利用するため、修復方法、送水方法、放流ルート、汚泥引抜方法について、調査及び検討を行う	仮設沈殿池を築造して簡易処理するため、築造位置、送水方法、放流ルート、汚泥引抜方法等について、調査及び検討を行う
	応急復旧			槽を修復して簡易処理を行う （1） 槽の修復 （2） 槽への送水設備の設置、または導水路の築造 （3） 槽から放流渠への送水設備の設置、または導水路の築造 （4） 修復した槽から汚泥を引き抜くポンプ、配管等の設置、電源供給	仮設沈殿池を築造し簡易処理放流を行うための応急工事 （1） 仮設沈殿池築造箇所の舗装剥ぎ取り、掘削、敷均し、防水シートの敷設 （2） 仮設沈殿池への送水用の導水路の築造または仮配管施工 （3） 仮設沈殿池から放流渠への導水路の築造または仮配管施工 （4） 仮設沈殿池から汚泥を引き抜くポンプ、配管等の設置、電源供給

緊急対応段階	緊急点検	水処理槽から管廊又は機械室など、施設内への漏水の有無についての調査 (管廊に水が溜まっているか否かで判断、漏水の程度により管廊内への立ち入り禁止)				場内汚水ポンプの状態についての調査			
	状態	CASE 4	CASE 5	CASE 6		CASE 7	CASE 8		
		西系は水処理を継続できるが、東系は管廊に大量の水が入っており、水処理を継続できない	東系は水処理を継続できるが、西系は管廊に大量の水が入っており、水処理を継続できない	西系、東系ともに管廊への漏水が軽微であり、水処理できる		ポンプ揚水可能	ポンプ揚水不可能		
	緊急措置	東系への流入を止め、西系の簡易処理水路で簡易処理放流を行い、処理能力を超える場合は、流入量を流入ゲートで調整する	西系への流入を止め、東系で水処理を行い、処理能力を超える場合は、流入量を流入ゲートで調整する	被害のある系列の槽内を閉鎖し、被害が軽微な槽内に固形塩素を固定したネットに入れて投入し、簡易処理の沈殿槽として利用する。 また、漏洩箇所への止水剤の注入又は樹脂製止水板をあて、支保工材にて固定する等により、管廊への漏水量を床排水ポンプで排水可能な流出量に調整する		CASE 3、CASE 4、CASE 5、CASE 6 へ	流入ゲートを閉じ、西部P及び西部Tの設備の保全を図る		
	状態						CASE 8-1		CASE 8-2
	使用可能な水処理槽がある						使用可能な水処理槽がない		
緊急調査	構造物、水処理設備の被害程度の調査を行い、漏水している槽を補修して水処理の再開が可能か検討する	構造物、水処理設備の被害程度の調査を行い、槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することの可否を判断する			水処理槽を利用して簡易処理を行うため、構造物及びポンプ、電気設備の被害程度を調査する	CASE 3-2 へ			
暫定機能確保段階	状態	CASE 4-1 CASE 5-1	CASE 4-2 CASE 5-2	CASE 6-1	CASE 6-2		CASE 8-1-1	CASE 8-1-2	
		槽の一部又は全部を修復可能	槽の全部が修復不可能	槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することが不可能	槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することが可能		ポンプ設備等の修復が可能	ポンプ設備等の修復が不可能	
	1次調査	CASE 3-1 へ	CASE 3-2 へ	CASE 3-2 へ	水処理施設の被害程度について調査する また、槽を簡易処理に使用しながら槽及び設備の修復する順序について検討を行う		水処理槽を利用して簡易処理の開始を目指すため、ポンプ設備及び自家発電設備、受電設備等の具体的な修復方法についての調査及び検討	CASE 3-2 へ	
	応急復旧				槽を簡易処理に使用しながら水処理施設を修復する (1) 槽の修復 (2) 水処理設備の修復		ポンプ設備及び自家発電設備、受電設備等を修復し、水処理槽への揚水を可能にする		

太田川処理区の汚水中継ポンプ場での施設被害対応（場内ポンプ場除く）

（注）表中では固有名詞の水資源再生センターを“T”、ポンプ場を“P”と記載

緊急対応段階	緊急点検	送水が可能か否かの調査	
	状態	CASE 9	CASE 10
		ポンプでの送水が可能 （ポンプ運転が可能でかつ、西部Tが汚水を受け入れ可能）	ポンプでの送水が不可能 （ポンプ運転が不可能又は、送水先が汚水を受け入れ不可能）
暫定機能確保段階	緊急措置	流入ゲートを閉じ、ポンプ場の設備の保全又は下流での汚水溢水の予防を図る 汚水の揚水を停止した処理区を管理課へ報告する （経営企画課から環境局へ最下流マンホールからの汲み取り又はし尿回収型トイレの設置を依頼するため）	
	緊急調査	ポンプの停止の原因となっているポンプ本体、補機、受電設備、自家発電設備、圧送管、配線等の被害程度について調査し、ポンプの運転再開に必要な工事の規模を判断する	
	状態		CASE 10-1
			CASE 10-2
			簡単な部品交換や配管、配線の盛り替えによってポンプでの送水を再開できる
			ポンプの運転を再開するためには、ポンプ設備または電源等の電気設備の更新が必要
	1次調査	部品交換や配線及び配管の補修等により、ポンプでの送水を再開できるようにするため、ポンプ設備、電源、制御系の電気設備及び配管、配線の被害を調査し、施工方法を検討する	仮設ポンプの設置などにより応急対応を行い、ポンプ設備や受電、自家発電等の電気設備は平常時の事務処理手順に従って本復旧を行う
	応急復旧	簡単な部品交換や配管、配線の盛り替えを行い、ポンプによる送水を再開する	

（一財）広島市都市整備公社下水道部の対応手順【勤務時間内に発災した場合】

参集済み職員の対応手順		目 標 の 終了時間
都市整備公社下水道部(拠点)に参集する職員※1		
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助と避難誘導等 ※2		発災 3 時間後
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者、在庁職員等を施設外へ避難誘導する	
(4)	参集先施設建屋の安全点検を行う	
2 安否確認		発災後 速やかに
(1)	未参集職員、参集済み職員の家族※3 に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決定する	
(2)	未参集職員及び参集済み職員の家族に安否確認を行う	
(3)	管理課及び本社へ都市整備公社下水道部所属職員の安否情報をとりまとめた結果を報告する	
3 連絡担当者の決定		発災 3 時間後
(1)	管理課、都市整備公社本社（以下本社）並びに保守点検業務契約締結先の事業者に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決定する	
4 緊急点検班の編成		
(1)	連絡担当者を除く職員の中から緊急点検及び緊急措置を実施する緊急点検班を編成し、担当する施設を割り当てる	
5 施設についての被害状況の整理と報告		発災 6 時間後
(1)	管理課及び本社へ拠点及び参集先施設の被害状況を取りまとめて報告する	
6 緊急点検及び緊急措置の実施		発災 12 時間後 ※4
(1)	緊急点検を実施する 必要に応じて速やかに緊急措置を実施する	
(2)	管理受託施設の緊急点検の結果を管理課及び本社へ報告する	発災 3 日 目 ※4
(3)	緊急措置を実施する	
(4)	管理受託施設の緊急措置の結果を管理課及び本社へ報告する	
7 保守点検業務契約締結先の事業者との連絡		発災 3 日 目
(1)	保守点検業務契約締結先の事業者に連絡を取り、業務の継続体制及び支援の可否等について確認し、管理課へ報告する	

※1 都市整備公社職員は原則、一般財団法人広島市都市整備公社災害等対策基本計画に記載されている参集場所に参集する。

※2 在庁職員とは職場（事務室等）にいる職員を指す。

※3 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が連絡先を指定して作成する。

※4 継続して行うものを除き、状態を安定させるための措置の終了目標を意味する。

（一財）広島市都市整備公社下水道部の対応手順【勤務時間外に発災した場合】

参集済み職員の対応手順		目標の 終了時間
都市整備公社下水道部(拠点)に参集する職員※1		
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助と避難誘導等 ※2		
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	発災 3 時間後
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者、在庁職員等を施設外へ避難誘導する	
(4)	参集先施設建屋の安全点検を行う	
2 安否確認		
(1)	未参集職員、参集済み職員の家族※3 に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決定する	発災後 速やかに
(2)	未参集職員及び参集済み職員の家族に安否確認を行う	
(3)	管理課及び本社へ都市整備公社下水道部所属職員の安否情報をとりまとめた結果を報告する	
3 連絡担当者の決定		
(1)	管理課、都市整備公社本社（以下本社）並びに保守点検業務契約締結先の事業者に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決定する	発災 3 時間後
4 緊急点検班の編成		
(1)	連絡担当者を除く職員の中から緊急点検及び緊急措置を実施する緊急点検班を編成し、担当する施設を割り当てる	
5 拠点についての被害状況の整理と報告		
	管理課及び本社へ拠点及び参集先施設の管理室の被害状況を取りまとめて報告する	発災 6 時間後
6 緊急点検及び緊急措置の実施		
(1)	緊急点検を実施する 必要に応じて速やかに緊急措置を実施する	発災 12 時間後 ※4
(2)	管理受託施設の緊急点検の結果を管理課及び本社へ報告する	
(3)	緊急措置を実施する	発災 3 日目 ※4
(4)	管理受託施設の緊急措置の結果を管理課及び本社へ報告する	
7 保守点検業務契約締結先の事業者との連絡		
(1)	保守点検業務契約締結先の事業者に連絡を取り、業務の継続体制及び支援の可否等について確認し、管理課へ報告する	発災 3 日目

※1 都市整備公社職員は原則、一般財団法人広島市都市整備公社災害等対策基本計画に記載されている参集場所に参集する。

※2 在庁職員とは職場（事務室等）にいる職員を指す。

※3 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が連絡先を指定して作成する。

※4 継続して行うものを除き、状態を安定させるための措置の終了目標を意味する。

和田水資源再生センターでの施設被害対応

緊急対応段階	緊急点検	水処理槽から機械室など、施設内への漏水の有無についての調査			
	状態	CASE 1		CASE 2	
	緊急措置	水処理槽からの漏水により、和田水資源再生センター内の設備の多くが改築を要する程度の被害を受けている 下水を次亜塩素酸ナトリウムまたは固形塩素を添加してから消毒放流する		漏水が軽微であり、水処理できる 被害のある系列の槽内を閉鎖し、被害が軽微な槽内に固形塩素を固定したネットに入れて投入し、簡易処理の沈殿槽として利用する。 また、漏洩箇所への止水剤の注入又は樹脂製止水板をあて、支保工材にて固定する等により、機械室等への漏水量を排水ポンプで排水可能な流出量に調整する	
暫定機能確保段階	緊急調査	構造物、水処理設備の被害程度の調査を行い、簡易処理の施設整備方法を検討する(以下、3案) (4) 槽のみを補修して利用(機械室内等の水が引いている場合のみ検討する)		構造物、水処理設備の被害程度の調査を行い、槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することの可否を判断する	
	状態	CASE 1-1		CASE 2-1	CASE 2-2
		槽の全部が簡易には修復不可能	槽の一部又は全部を簡易に修復可能	槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することが不可能	槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することが可能
	1次調査	仮設沈殿池を築造して簡易処理するため、築造位置、送水方法、放流ルート、汚泥引抜方法等について、調査及び検討を行う	槽のみを修復して簡易処理槽に利用するため、修復方法、送水方法、放流ルート、汚泥引抜方法について、調査及び検討を行う	CASE 1-1 へ	
	応急復旧	仮設沈殿池を築造し簡易処理放流を行うための応急工事 (5) 仮設沈殿池築造箇所の舗装剥ぎ取り、掘削、敷均し、防水シート の敷設 (6) 仮設沈殿池への送水用の導水路の築造または仮配管施工 (7) 仮設沈殿池から放流渠への導水路の築造または仮配管施工 (8) 仮設沈殿池から汚泥を引き抜くポンプ、配管等の設置、電源供給	槽を修復して簡易処理を行う (5) 槽の修復 (6) 槽への送水設備の設置、または導水路の築造 (7) 槽から放流渠への送水設備の設置、または導水路の築造 (8) 修復した槽から汚泥を引き抜くポンプ、配管等の設置、電源供給	槽を簡易処理に使用しながら水処理施設を修復する (3) 槽の修復 (4) 水処理設備の修復	

農業集落排水処理施設での施設被害対応

緊急対応段階	緊急点検	水処理槽から管廊又は機械室など、施設内への漏水の有無についての調査			
	状態	CASE 1		CASE 2	
		水処理槽からの漏水により、農業集落排水処理施設内の設備の多くが改築を要する程度の被害を受けている		漏水が軽微であり、水処理できる	
	緊急措置	下水を次亜塩素酸ナトリウムまたは固形塩素を添加してから消毒放流する		被害のある系列の槽内を閉鎖し、被害が軽微な槽内に固形塩素を固定したネットに入れて投入し、簡易処理の沈殿槽として利用する。 また、漏洩箇所への止水剤の注入又は樹脂製止水板をあて、支保工材にて固定する等により、漏水量を低減させる。	
暫定機能確保段階	緊急調査	構造物、水処理設備の被害程度の調査を行い、簡易処理の施設整備方法を検討する（以下、2 案） (3) 槽のみを補修して利用		構造物、水処理設備の被害程度の調査を行い、槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することの可否を判断する	
	状態	CASE 1-1	CASE 1-2	CASE 2-1	CASE 2-2
		槽の補修が不可能	槽の一部又は全部を簡易に修復可能	槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することが不可能	槽を簡易処理に使用しながら、水処理施設を修復することが可能
	1 次調査	仮設沈殿池を築造して簡易処理するため、築造位置、送水方法、放流ルート、汚泥引抜方法等について、調査及び検討を行う	槽のみを修復して簡易処理槽に利用するため、修復方法、送水方法、放流ルート、汚泥引抜方法について、調査及び検討を行う	CASE 1-1 へ	水処理施設の被害程度について調査する また、槽を簡易処理に使用しながら槽及び設備の修復する順序について検討を行う
	応急復旧	仮設沈殿池を築造し簡易処理放流を行うための応急工事 (1) 仮設沈殿池築造箇所の舗装剥ぎ取り、掘削、敷均し、防水シートの敷設 (2) 仮設沈殿池への送水用の導水路の築造または仮配管施工 (3) 仮設沈殿池から放流渠への導水路の築造または仮配管施工 (4) 仮設沈殿池から汚泥を引き抜くポンプ、配管等の設置、電源供給	槽を修復して簡易処理を行う (1) 槽の修復 (2) 槽への送水設備の設置、または導水路の築造 (3) 槽から放流渠への送水設備の設置、または導水路の築造 (4) 修復した槽から汚泥を引き抜くポンプ、配管等の設置、電源供給		槽を簡易処理に使用しながら水処理施設を修復する (3) 槽の修復 (4) 水処理設備の修復

水資源再生センター及びポンプ場の被害対応にて共通する事項 1

緊急対応段階	緊 急 点 検	燃料タンク※1 及び配管類の外観及び油面計の目視により、燃料漏出の有無を確認	
	状 態	CASE 1	CASE 2
	緊 急 措 置	タンク、配管等からの燃料漏れ有り 燃料の漏出を止めるため、燃料配管のバルブを閉め、状況に応じて燃料移送ポンプを停止させる 必要に応じ、オイルマット、オイルフェンス及び土のうを用い、槽内、河川及び海への燃料拡散を防ぐ また、管理課及び各地区消防署へ燃料漏れについての報告を行う	タンク、配管等からの燃料漏れ無し —
以下は各施設被害対応手順と並行して実施する。 西部Tについては、上記点検等から消化ガスホルダー等の確認と並行して実施する			
状 態	CASE 1-1		CASE 1-2
	施設の被害が大きく、仮設の施設を築造する場合		施設の被害が小さくなく、仮設の施設を築造しない場合
	電力及び燃料の供給については、仮設の施設の築造を念頭においた1次調査時に考慮する		燃料購入、タンク又は配管類の補修手配を行う なお、タンク又は配管類の補修に時間を要する場合は仮設のタンク、配管類による燃料供給を行う
	この表における手順は、各水資源再生センター及びポンプ場ごとの被害対応手順に先行して行う。		

※1 燃料タンクとは、自家発電設備用燃料及びディーゼルポンプ用燃料用の地下、地上及びサービス（小出し）タンクを指す。

水資源再生センター及びポンプ場の被害対応にて共通する事項 2

緊急対応段階	緊 急 点 検	薬品類を保存しているタンク、保管庫の外観の目視確認	
	状 態	CASE 1	CASE 2
	緊 急 措 置	タンク、保管庫に損傷があり、薬品類の漏出のおそれ※1がある 吸引により、人体に悪影響を及ぼす薬品類が保管されている場合は、接近せず周囲を封鎖し、直接かつ速やかに所轄の消防署、警察署及び区役所へ連絡し、中和及び避難等の措置を講じる	タンク、保管庫の損傷なし 保管庫については、皮膚、目等の身体の一部の露出の無い着衣にて、薬品の保管状態確認を行い (1) 危険な薬品の漏れがある場合は、直ちに密閉、封鎖を行う (2) 危険ではないが、薬品の漏れがある場合は、拡散を防止する措置を行う
以下は各施設被害対応手順と並行して実施する。 西部Tについては、上記点検等から消化ガスホルダー等の確認と並行して実施する			

※1 薬品は混触による爆発、人体への悪影響等の危険が無いように保管されていることを前提とする

計画調整課の対応手順【勤務時間内に発災した場合】

参集済み職員の対応手順		目標の 終了時間
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助等と避難誘導※1		発災 1 時間後
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者を施設外へ避難誘導する	
2 安否確認		発災後 速やかに
安否確認		
役割	ア 計画調整課の未参集職員及び参集済み職員の家族※2 への安否確認 イ 計画調整課職員等の安否情報のとりまとめ	
施設部職員等の安否情報の収集、とりまとめ及び報告		
役割	ア 施設部職員等の安否情報の収集、とりまとめ イ とりまとめた結果の施設部長及び経営企画課への報告	
3 連絡調整等の実施		随時
施設部所管工事現場の被害情報のとりまとめ		
役割	ア 施設部所管工事現場の被害情報、緊急措置内容、復旧方法、復旧費用及び復旧結果等（以下、「被害情報等」という。）のとりまとめ イ 施設部所管工事現場の被害情報等の施設部長への報告及び承認の取得	
経営企画課との連絡		
役割	ア 施設部所管工事現場の被害情報等、施設部長の承認を得た情報の報告 イ 経営企画課による下水道施設被害のとりまとめの協力 ウ 下水道施設被害の状況に応じた他部局、区役所への要請事項又は情報提供に必要となる以下の内容についての情報収集並びに検討の実施 (7) 環境局へ情報提供するための公共下水道接続型仮設トイレ受入施設の使用可否情報の収集 (イ) 施設被害及び復旧の状況に応じて、環境局に仮設トイレの設置又はし尿汲み取り等の措置の要請及び措置の必要な区域の検討 (ウ) 水道使用制限の必要な区域の検討 (エ) 下水道施設の被災により浸水の可能性が高まる区域の検討 (オ) 上記以外に他部局及び区役所との連携が必要な事項の検討 エ 上記ウで収集した情報、検討した内容についての施設部長への報告及び承認の取得並びに経営企画課への報告	
非常時対応における関連行政機関との連絡		
役割	ア 非常時対応における関連行政機関の下水道施設の被害情報及び復旧状況等の連絡及び復旧支援に必要な事項の連絡調整 イ 国土交通省の災害査定に要する協議	
民間協力団体との連絡		
役割	ア 下水道施設の応急復旧に関する民間協力団体への協力要請窓口として、民間協力団体及び下水道施設関係部署との連絡調整	
施設課及び管路課との連絡		
役割	ア 施設課及び管路課が所管している工事現場の被害状況、復旧方法、復旧費用等に関する情報収集	
4 支援団体の受入準備		
(1)	大都市ルールにおける支援隊集積基地となっている千田庁舎において、受入準備を行う	

※1 在庁職員とは職場（本庁舎等）にいる職員を指す。

※2 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が連絡先を指定して作成する。

計画調整課の対応手順【勤務時間外に発災した場合】

参集済み職員の対応手順		目標の 終了時間
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助等と避難誘導※1		随時
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者を施設外へ避難誘導する	
2 安否確認		発災後 速やかに
安否確認		
役割	ア 計画調整課の未参集職員及び参集済み職員の家族※2 への安否確認 イ 計画調整課職員等の安否情報のとりまとめ	
施設部職員等の安否情報の収集、とりまとめ及び報告		
役割	ア 施設部職員等の安否情報のとりまとめ イ とりまとめた結果の施設部長及び経営企画課への報告	
3 参集済み職員の担当を決定及び連絡調整等の実施		随時
施設部所管工事現場の被害情報のとりまとめ		
役割	ア 施設部所管工事現場の被害情報、緊急措置内容、復旧方法、復旧費用及び復旧結果等（以下、「被害情報等」という。）のとりまとめ イ 施設部所管工事現場の被害情報等の施設部長への報告及び承認の取得	
経営企画課との連絡		
役割	ア 施設部所管工事現場の被害情報等、施設部長の承認を得た情報の報告 イ 経営企画課による下水道施設被害のとりまとめの協力 ウ 下水道施設被害の状況に応じた他部局、区役所への要請事項又は情報提供に必要となる以下の内容についての情報収集並びに検討の実施 （ア）環境局へ情報提供するための公共下水道接続型仮設トイレ受入施設の使用可否情報の収集 （イ）施設被害及び復旧の状況に応じて、環境局に仮設トイレの設置又はし尿汲み取り等の措置の要請及び措置の必要な区域の検討 （ウ）水道使用制限の必要な区域の検討 （エ）下水道施設の被災により浸水の可能性が高まる区域の検討 （オ）上記以外に他部局及び区役所との連携が必要な事項の検討 エ 上記ウで収集した情報、検討した内容についての施設部長への報告及び承認の取得並びに経営企画課への報告	
非常時対応における関連行政機関との連絡		
役割	ア 非常時対応における関連行政機関の下水道施設の被害情報及び復旧状況等の連絡及び復旧支援に必要な事項の連絡調整 イ 国土交通省の災害査定に要する協議	
民間協力団体との調整		
役割	ア 下水道施設の応急復旧に関する民間協力団体への協力要請窓口として、民間協力団体及び下水道施設関係部署との連絡調整	
施設課及び管路課との連絡		
役割	ア 施設課及び管路課が所管している工事現場の被害状況、復旧方法、復旧費用等に関する情報収集	
3 支援団体の受入準備		発災 3 日目
(1)	大都市ルールにおける支援隊集積基地となっている千田庁舎において、受入準備を行う	

※1 在庁職員とは職場（本庁舎等）にいる職員を指す。

※2 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が連絡先を指定して作成する。

管路課での対応手順【勤務時間内に発災した場合】

参集済職員の対応手順		目 標 の 終了時間
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助と避難誘導等※1		発災 1 時間後
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急救置を行う	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者を施設外へ避難誘導する	
2 安否確認		発災後 速やかに
安否確認		
役割	ア 管路課の未参集職員及び参集済み職員の家族※2 への安否確認 イ 計画調整課への管路課職員の安否情報の報告	
3 参集済み職員の担当を決定及び実施（工事現場の対応は除く）		随時
区災害対策本部が設置された場合に当本部で情報収集を行う情報連絡（各区へ1名派遣）		
役割	ア 区災害対策本部が設置された区役所での下水道施設に関する情報の収集 イ 管路課への下水道施設に関する情報の報告 ウ 管路課から各区への指示事項の伝達	
区役所にいる情報連絡担当者又は区役所との連絡		
役割	ア 各区における下水道施設に関する情報収集及び指示事項の伝達 区災害対策本部が設置された区においては、情報連絡担当、区災害対策本部が設置されていない区においては、旧市内各区の維持管理課、新市域各区の地域整備課から情報を収集するとともに下水道対策部からの指示事項の伝達を行う。 イ 施設部長への各区の下水道施設の被害情報の報告 ウ 区をまたがる幹線管路等に被害がある場合、管路の復旧における優先順位の検討及び施設部長への報告 エ 経営企画課に管路施設に関する情報及び区をまたがる幹線管路等の復旧における優先順位について施設部長の了承を得た内容並びに区役所から収集した管理部所管施設についての情報の報告	
計画調整課との連絡		
役割	ア 管路課所管工事現場の被害情報、緊急措置内容等の計画調整課への報告	
民間協力団体との連絡		
役割	ア 下水道管路の応急復旧に関する民間協力団体への協力要請窓口として、民間協力団体及び区役所にいる情報連絡担当者又は旧市内各区の維持管理課並びに新市域各区の地域整備課との連絡調整	
4 工事現場の安全管理 1		
(1)	管路課所管工事現場の現場代理人から工事現場の被害情報等を収集し、工事現場での安全確保及び定時報告の実施を指示する	
(2)	管路課所管工事現場の被害情報、緊急措置内容、復旧方法、復旧費用及び復旧結果をとりまとめる。	
5 工事現場の安全管理 2		発災 4 日目以後
(1)	安全が確保された現場は一時閉鎖する	
6 区役所への応援の派遣		
(1)	被害の大きな区役所へ応援を派遣し、以下の業務を補助又は担当する ア 1 次調査 イ 下水道管路の応急復旧及び本復旧方法の検討 ウ 緊急工事の監理、設計及び積算並びに業務の発注（依頼）	

※1 在庁職員とは職場（本庁舎等）にいる職員を指す。

※2 職員家族の連絡先リストは事前に作成しない。都度、職員が連絡先を指定して作成する。

管路課での対応手順【勤務時間外に発災した場合】

参集済職員の対応手順		目標の 終了時間
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助と避難誘導等※1		随時
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者を施設外へ避難誘導する	
2 安否確認		発災後 速やかに
安否確認		
役割	ア 管路課の未参集職員及び参集済み職員の家族※2 への安否確認 イ 計画調整課への管路課職員の安否情報の報告	
3 参集済み職員の担当を決定及び実施（工事現場の対応は除く）		随時
区災害対策本部が設置された場合に当本部で情報収集を行う情報連絡（各区へ1名派遣）		
役割	ア 区災害対策本部が設置された区役所での下水道施設に関する情報の収集 イ 管路課への下水道施設に関する情報の報告 ウ 管路課から各区への指示事項の伝達	
区役所にいる情報連絡担当者又は区役所との連絡		
役割	ア 各区における下水道施設に関する情報収集及び指示事項の伝達 区災害対策本部が設置された区においては、情報連絡担当、区災害対策本部が設置されていない区においては、旧市内各区の維持管理課、新市域各区の地域整備課から情報を収集するとともに下水道対策部からの指示事項の伝達を行う。 イ 施設部長への各区の下水道施設の被害情報の報告 ウ 区をまたがる幹線管路等に被害がある場合、管路の復旧における優先順位の検討及び施設部長への報告 エ 経営企画課に管路施設に関する情報及び区をまたがる幹線管路等の復旧における優先順位について施設部長の了承を得た内容並びに区役所から収集した管理部所管施設についての情報の報告	
計画調整課との連絡		
役割	ア 管路課所管工事現場の被害情報、緊急措置内容等の計画調整課への報告	
民間協力団体との連絡		
役割	ア 下水道管路の応急復旧に関する民間協力団体への協力要請窓口として、民間協力団体及び区役所にいる情報連絡担当者又は旧市内各区の維持管理課並びに新市域各区の地域整備課との連絡調整	
4 工事現場の安全管理 1		
(1)	管路課所管工事現場の現場代理人から工事現場の被害情報等を収集し、工事現場での安全確保及び定時報告の実施を指示する	
(2)	管路課所管工事現場の被害情報、緊急措置内容、復旧方法、復旧費用及び復旧結果をとりまとめる。	
5 工事現場の安全管理 2		発災 4 日目以後
(1)	安全が確保された現場は一時閉鎖する	
6 区役所への応援の派遣		
(1)	被害の大きな区役所へ応援を派遣し、以下の業務を補助又は担当する ア 1次調査 イ 下水道管路の応急復旧及び本復旧方法の検討 ウ 緊急工事の監理、設計及び積算並びに業務の発注（依頼）	

※1 在庁職員とは職場（本庁舎等）にいる職員を指す。

※2 職員家族の連絡先リストは事前に作成しない。都度、職員が連絡先を指定して作成する。

施設課での対応手順【勤務時間内に発災した場合】

参集済み職員の対応手順		目 標 の 終了時間
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助等と避難誘導※1		発災 1 時間後
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者を施設外へ避難誘導する	
2 安否確認		発災後 速やかに
(1)	施設課の未参集職員、参集済み職員の家族※2 に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決定する	
(2)	施設課の未参集職員及び参集済み職員の家族に安否確認を行う	
(3)	計画調整課へ施設課職員の安否情報をとりまとめた結果を報告する	
3 連絡担当者の決定		発災 3 日目
(1)	計画調整課及び管理課に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決定する	
4 工事現場の安全管理 1		
(1)	施設課所管工事現場の現場代理人または代表者から工事現場の被害情報等を収集し、工事現場での安全確保及び定時報告の実施を指示する	
(2)	施設課所管工事現場の被害情報、緊急措置内容、復旧方法、復旧費用及び復旧結果をとりまとめる	発災 4 日目以後
5 工事現場の安全管理 2		
(1)	安全が確保された現場は工事再開まで一時閉鎖する	
6 管理部の業務等の支援		
(1)	連絡担当者が管理課と支援に関する連絡調整を行う	発災 4 日目以後
(2)	施設課職員が被害の大きな施設を所管する管理部内の部署の業務を補助又は担当する ア 緊急調査 イ 水資源再生センター及びポンプ場等の応急復旧及び本復旧方法の検討 ウ 緊急工事の監理、設計及び積算並びに業務の発注（依頼）	

※1 在庁職員とは職場（本庁舎等）にいる職員を指す。

※2 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が連絡先を指定して作成する。

施設課での対応手順【勤務時間外に発災した場合】

参集済み職員の対応手順		目 標 の 終了時間
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助等と避難誘導※1		随時
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者を施設外へ避難誘導する	
2 安否確認		発災後 速やかに
(1)	施設課の未参集職員、参集済み職員の家族※2 に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決定する	
(2)	施設課の未参集職員及び参集済み職員の家族に安否確認を行う	
(3)	計画調整課へ施設課職員の安否情報をとりまとめた結果を報告する	
3 連絡担当者の決定		発災 3 日目
(1)	計画調整課及び管理課に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決定する	
4 工事現場の安全管理 1		発災 3 日目
(1)	施設課所管工事現場の現場代理人または代表者から工事現場の被害情報等を収集し、工事現場での安全確保及び定時報告の実施を指示する	
(2)	施設課所管工事現場の被害情報、緊急措置内容、復旧方法、復旧費用及び復旧結果をとりまとめる	
5 工事現場の安全管理 2		発災 4 日目以後
(1)	安全が確保された現場は工事再開まで一時閉鎖する	
6 管理部の業務等の支援		
(1)	連絡担当者が管理課と支援に関する連絡調整を行う	
(2)	施設課職員が被害の大きな施設を所管する管理部内の部署の業務を補助又は担当する	
	ア 緊急調査 イ 水資源再生センター及びポンプ場等の応急復旧及び本復旧方法の検討 ウ 緊急工事の監理、設計及び積算並びに業務の発注（依頼）	

※1 在庁職員とは職場（本庁舎等）にいる職員を指す。

※2 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が連絡先を指定して作成する。

参集済み職員の対応手順		目標の 終了時間
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助と避難誘導等※1		発災 1 時間後
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急救置を行う	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者、在庁職員等を施設外へ避難誘導する	
2 安否確認		発災後 速やかに
(1)	未参集職員、参集済み職員の家族※2 に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	
(2)	未参集職員及び参集済み職員の家族に安否確認の連絡を取り、職員等の安否情報をとりまとめる	
(3)	情報連絡担当職員※3 へ維持管理課(第二)維持係所属職員の安否情報を報告する	
3 連絡担当者の決定		随時
(1)	年間契約締結先の事業者に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	
4 調査・応急復旧班の編成		発災 3 時間後
(1)	区地域防災計画の組織体制に基づく調査・応急復旧班を編成し、0 次調査及び緊急措置を実施する	
5 0 次調査及び緊急措置の実施		発災 3 日目 ※4
(1)	0 次調査を実施する 必要に応じて速やかに緊急措置を実施する	
(2)	維持管理課(第二)維持係所管施設の 0 次調査の結果は、情報連絡担当職員がとりまとめ、管路課へ報告する	
(3)	緊急措置を実施する	
(4)	維持管理課(第二)維持係所管施設の緊急措置の結果は、情報連絡担当職員がとりまとめ、管路課へ報告する	
6 業務契約締結先の事業者との連絡		
(1)	年間契約締結先の事業者に連絡を取り、業務の継続体制及び支援の可否等について確認する	
7 1 次調査班の編成		発災 9 日目
(1)	参集済み職員、応援職員及び外部応援者の中から 1 次調査を実施する 1 次調査班を編成し、担当する区域を割り当てる	
8 1 次調査の実施及び報告等		
(1)	1 次調査を実施する	発災 9 日目
(2)	維持管理課(第二)維持係所管施設の被害情報をとりまとめ、復旧方法を検討する	
(3)	情報連絡担当職員を経由して下水道局に施設被害及び緊急の措置について報告し、復旧方法について承認を得る	
9 施設の応急復旧及び報告		発災 4 日目以降
(1)	新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を 1 次調査班に加えて応急復旧班を編成し、応急復旧を実施する	
(2)	調査結果をとりまとめて情報連絡担当職員へ報告する	

※1 在庁職員とは職場（区役所等）にいる職員を指す。

※2 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が家族の連絡先を指定して作成する。

※3 管路課から派遣された情報連絡のための担当職員を指す。（図-3.2 参照）

※4 継続して行うものを除き、状態安定のための措置の終了目標を意味する。

参集済み職員の対応手順		目標の 終了時間
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助と避難誘導等※1		随時
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者、在庁職員等を施設外へ避難誘導する	
2 安否確認		発災後 速やかに
(1)	未参集職員、参集済み職員の家族※2 に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	
(2)	未参集職員及び参集済み職員の家族に安否確認の連絡を取り、職員等の安否情報をとりまとめる	
(3)	情報連絡担当職員※3 へ維持管理課(第二)維持係所属職員の安否情報を報告する	
3 連絡担当者の決定		随時
(1)	年間契約締結先の事業者に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	
4 調査・応急復旧班の編成		発災 3 時間後
(1)	区地域防災計画の組織体制に基づく調査・応急復旧班を編成し、0次調査及び緊急措置を実施する	
5 0次調査及び緊急措置の実施		発災 3 日目 ※4
(1)	0次調査を実施する 必要に応じて速やかに緊急措置を実施する	
(2)	維持管理課(第二)維持係所管施設の0次調査の結果は、情報連絡担当職員がとりまとめ、管路課へ報告する	
(3)	緊急措置を実施する	
(4)	維持管理課(第二)維持係所管施設の緊急措置の結果は、情報連絡担当職員がとりまとめ、管路課へ報告する	
6 業務契約締結先の事業者との連絡		
(1)	年間契約締結先の事業者に連絡を取り、業務の継続体制及び支援の可否等について確認する	
7 1次調査班の編成		
(1)	参集済み職員、応援職員及び外部応援者の中から1次調査を実施する1次調査班を編成し、担当する区域を割り当てる	
8 1次調査の実施及び報告等		発災 9 日目
(1)	1次調査を実施する	
(2)	維持管理課(第二)維持係所管施設の被害情報をとりまとめ、復旧方法を検討する	
(3)	情報連絡担当職員を経由して下水道局へ施設被害及び緊急の措置について報告し、復旧方法について承認を得る	
9 施設の応急復旧及び報告		発災 4 日目以降
(1)	新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を1次調査班に加えて応急復旧班を編成し、応急復旧を実施する	
(2)	調査結果をとりまとめて情報連絡担当職員へ報告する	

※1 在庁職員とは職場（区役所等）にいる職員を指す。

※2 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が家族の連絡先を指定して作成する。

※3 管路課から派遣された情報連絡のための担当職員を指す。（図-3.2 参照）

※4 継続して行うものを除き、状態安定のための措置の終了目標を意味する。

参集済み職員の対応手順		目標の 終了時間
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助と避難誘導等※1		発災 1 時間後
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者、在庁職員等を施設外へ避難誘導する	
2 安否確認		発災後 速やかに
(1)	未参集職員、参集済み職員の家族※2 に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	
(2)	未参集職員及び参集済み職員の家族に安否確認の連絡を取り、職員等の安否情報をとりまとめる	
(3)	情報連絡担当職員※3 へ地域整備課下水道整備係所属職員の安否情報を報告する	
3 連絡担当者の決定		随時
(1)	年間契約締結先の事業者に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	
4 調査・応急復旧班の編成		発災 3 時間後
(1)	区地域防災計画の組織体制に基づく調査・応急復旧班を編成し、0 次調査及び緊急措置を実施する	
5 0 次調査及び緊急措置の実施		発災 3 日目 ※4
(1)	0 次調査を実施する 必要に応じて速やかに緊急措置を実施する	
(2)	地域整備課下水道整備係所管施設の 0 次調査の結果は、情報連絡担当職員がとりまとめ、管路課へ報告する	
(3)	緊急措置を実施する	
(4)	地域整備課下水道整備係所管施設の緊急措置の結果は、情報連絡担当職員がとりまとめ、管路課へ報告する	
6 業務契約締結先の事業者との連絡		
(1)	年間契約締結先の事業者連絡を取り、業務の継続体制及び支援の可否等について確認する	
7 1 次調査班の編成		
(1)	参集済み職員、応援職員及び外部応援者の中から 1 次調査を実施する 1 次調査班を編成し、担当する区域を割り当てる	
8 1 次調査の実施及び報告等		発災 9 日目
(1)	1 次調査を実施する	
(2)	地域整備課下水道整備係所管施設の被害情報をとりまとめ、復旧方法を検討する	
(3)	情報連絡担当職員を経由して下水道局に施設被害及び緊急の措置について報告し、復旧方法について承認を得る	
9 施設の応急復旧及び報告		発災 4 日目以降
(1)	新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を 1 次調査班に加えて応急復旧班を編成し、応急復旧を実施する	
(2)	調査結果をとりまとめて情報連絡担当職員へ報告する	

※1 在庁職員とは職場（区役所等）にいる職員を指す。

※2 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が家族の連絡先を指定して作成する。

※3 管路課から派遣された情報連絡のための担当職員を指す。（図-3.2 参照）

※4 継続して行うものを除き、状態安定のための措置の終了目標を意味する。

参集済み職員の対応手順		目標の 終了時間
1 来庁者、在庁職員等の負傷者及び要救助者の救助と避難誘導等※1		随時
(1)	来庁者、在庁職員等の負傷者に応急処置を行う	
(2)	来庁者、在庁職員等の点呼及び要救助者の救助を行う	
(3)	必要に応じ、来庁者、在庁職員等を施設外へ避難誘導する	
2 安否確認		発災後 速やかに
(1)	未参集職員、参集済み職員の家族※2に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	
(2)	未参集職員及び参集済み職員の家族に安否確認の連絡を取り、職員等の安否情報をとりまとめる	
(3)	情報連絡担当職員※3へ地域整備課下水道整備係所属職員の安否情報を報告する	
3 連絡担当者の決定		随時
(1)	年間契約締結先の事業者に対して継続して連絡を行う連絡担当者を決める	
4 調査・応急復旧班の編成		発災 3時間後
(1)	区地域防災計画の組織体制に基づく調査・応急復旧班を編成し、0次調査及び緊急措置を実施する	
5 0次調査及び緊急措置の実施		発災 3日目 ※4
(1)	0次調査を実施する 必要に応じて速やかに緊急措置を実施する	
(2)	地域整備課下水道整備係所管施設の0次調査の結果は、情報連絡担当職員がとりまとめ、管路課へ報告する	
(3)	緊急措置を実施する	
(4)	地域整備課下水道整備係所管施設の緊急措置の結果は、情報連絡担当職員がとりまとめ、管路課へ報告する	
6 業務契約締結先の事業者との連絡		
(1)	年間契約締結先の事業者連絡を取り、業務の継続体制及び支援の可否等について確認する	
7 1次調査班の編成		
(1)	参集済み職員、応援職員及び外部応援者の中から1次調査を実施する1次調査班を編成し、担当する区域を割り当てる	
8 1次調査の実施及び報告等		発災 9日目
(1)	1次調査を実施する	
(2)	地域整備課下水道整備係所管施設の被害情報をとりまとめ、復旧方法を検討する	
(3)	情報連絡担当職員を経由して下水道局へ施設被害及び緊急の措置について報告し、復旧方法について承認を得る	
9 施設の応急復旧及び報告		発災 4日目以降
(1)	新たに参集した職員及び応援職員と外部応援者を1次調査班に加えて応急復旧班を編成し、応急復旧を実施する	
(2)	調査結果をとりまとめて情報連絡担当職員へ報告する	

※1 在庁職員とは職場（区役所等）にいる職員を指す。

※2 職員家族の連絡先リストは事前に作成せず、参集した職員が家族の連絡先を指定して作成する。

※3 管路課から派遣された情報連絡のための担当職員を指す。（図-3.2 参照）

※4 継続して行うものを除き、状態安定のための措置の終了目標を意味する。

未参集時の対応手順（全部署共通）

未参集職員の対応手順		目 標 の 終了時間
1 家族、周囲の市民の負傷者及び要救助者の救助等と避難誘導		発災 1 時間後
(1)	家族、周囲の市民の負傷者に応急処置を行う	
(2)	家族、周囲の市民の点呼及び要救助者を救助する	
(3)	家族、周囲の市民を一時避難場所へ避難誘導する	
2 職場への連絡、参集		発災 2 時間後
(1)	職場へ携帯電話での通話やメールで状況を報告する	
(2)	職場へ参集する	—
(3)	津波注意報、津波警報又は大津波警報が発令されている場合は、参集する上で津波の危険がないことを確認して参集する。	
[参集できないとき] 状況の報告		随時